

9月の集団健康診査・がん検診のお知らせ

健康診査および一部のがん検診については、すべての会場において予約制となっておりますので、必ずご予約をお願いします。詳しくは、4月上旬に送付の「受診券つづり」に、案内や予約申込書を同封していますので、そちらをご覧ください。

期 日	場 所	要予約					予約不要
		健康診査	予約不要		胃がん検診	子宮頸がん検診 乳がん検診	肺がん検診 肝炎ウイルス検診 ピロリ菌検査 前立腺がん検診
			ストレス チェック	骨粗鬆症 検診			
9月 9日(月)	南条保健福祉センター	8:30~10:30	●	●	8:30~10:30	13:15~14:15	8:30~10:30
9月27日(金)	今庄住民センター	8:30~10:30	●	●	8:30~10:30	13:15~14:15	8:30~10:30

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

ペットのしつけと飼主のマナーについて

最近、犬や猫についての苦情が増えてきています。ペットの健康および安全を守るとともに、ペットが人の身体や財産に危害を加えたり、迷惑をかけたりしないよう、しつけを行い、マナーを守りましょう。

—— 犬を飼っている皆さまへ ——

犬の登録と狂犬病予防注射について

飼主は、飼養している犬の登録(生涯一回)を行い、狂犬病予防注射(年一回)を受けさせる義務があります。予防注射がまだの方は、忘れずに。



放し飼いの禁止

咬傷事故のほとんどが飼い犬によるものです。周りに危害を与えるだけでなく、飼い犬が病気や事故にあう可能性もあります。また、犬が苦手な方や怖い方もいますので、絶対に放し飼いはしないでください。散歩をする際は必ずリードをつけましょう。



周辺環境への配慮

フンを持ち帰って始末することは、飼主としての最低限のマナーです。



—— 町民の皆さまへ ——

野良猫や野良犬に餌を与えないでください

野良猫の増加による住民からの苦情が増えてきています。猫は繁殖力の強い動物です。無責任に餌を与えていると、ほかの猫も家の周りに寄り付くようになり繁殖します。また、フン尿や鳴き声などによって近隣住民に迷惑がかかり、ご近所トラブルを起こしかねません。



- 〈注意〉
- 犬の未登録、狂犬病予防注射の未接種は、狂犬病予防法違反で20万円以下の罰金に処せられます。
 - 犬の放し飼いは、福井県動物の愛護および管理に関する条例(以下、県条例)違反で3万円以下の罰金または科料に処せられます。
 - 飼い犬や飼い猫のフン尿を放置し、周辺環境を汚して迷惑をかけた場合も県条例違反で罰則が適用される場合があります。

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007